

# 下水道の使用料が変わります

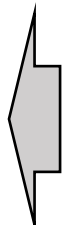
## 新しい下水道使用料（1 箇月あたり）

基本料金 4,950 円 ⇒ 変更ありません

従量料金 220 円 ⇒ 変更（改定前 192.5 円）

- ・ 全て消費税率 10% を含む金額
- ・ 基本料金の対象水量は、1 箇月あたり 30m<sup>3</sup> まで
- ・ 従量料金の対象水量は、30m<sup>3</sup> を超えた水量で、1 m<sup>3</sup> あたりの単価
- ・ 令和 5 年 11 月（令和 5 年 10 月使用分）からの請求となります。

## ●変更後の排出水量別下水道使用料（1 箇月あたり）

(A)			増額	増額となる下水道使用料
1 箇月の使用水量	現行使用料	変更使用料		
0 ~ 30m <sup>3</sup>	4,950円	4,950円	0円	
50m <sup>3</sup>	8,800円	9,350円	550円	
100m <sup>3</sup>	18,425円	20,350円	1,925円	
200m <sup>3</sup>	37,675円	42,350円	4,675円	
1,000m <sup>3</sup>	191,675円	218,350円	26,675円	
5,000m <sup>3</sup>	961,675円	1,098,350円	136,675円	
10,000m <sup>3</sup>	1,924,175円	2,198,350円	274,175円	
20,000m <sup>3</sup>	3,849,175円	4,398,350円	549,175円	

## ●下水道使用料の計算方法（1 箇月あたり）

《30m<sup>3</sup> まで》

基本料金 4,950 円（これまでと変更ありません）

《30m<sup>3</sup> を超える》

(A)  
基本料金 + (使用水量 - 30m<sup>3</sup>) × 220 円 = 下水道使用料

《計算例：100m<sup>3</sup> の場合》

4,950 円 + (100m<sup>3</sup> - 30m<sup>3</sup>) × 220 円 = 20,350 円

（ 主 催：北海道  
事 務 局：北海道建設部まちづくり局都市環境課下水道計画係  
連 絡 先：011-231-4111（内線 29-618）